

妊娠中絶の (道徳的) 正当化

京都女子大学

江口聡

eguchi@kyoto-wu.ac.jp

反妊娠中絶論(A)

(最も普及している形)

- (前提1) 罪のない人を殺す (死なせる) ことは不正である。
- (前提2) 胎児は罪のない人である。
- (結論) 胎児を殺すこと (=中絶) は不正である。

反妊娠中絶論(B)

ここ20年注目されている形

- Marquis, “Why Abortion is Immoral” (1989)
(Cf. 江口 2010)
- (前提1)殺人が不正なのは、被害者から我々と同じ価値ある将来を奪うからである。
- (前提2)中絶は胎児から我々と同じ価値ある将来を奪う。
- (結論)中絶は殺人とまったく同じ程度に（あるいはそれ以上に）不正である。

反妊娠中絶論(C)

黄金律型の推論

- Hare (1975), Gensler (1986)
- 黄金律 「あなたがしてほしくないことを他に人にするな」 「あなたのしてほしいように他にひとにせよ」
- 我々は中絶されずに生まれてきたことを喜ばしいと思う。胎児の立場に立てば、中絶されないことを望む。
- それゆえ（他に特別の理由がない場合は）中絶しないべきである。

中絶反対論は強力

- どの形も一見して強力。

妊娠中絶の正当化

- 女性たちの感情、感覚。
- 功利主義。
- 身体に対する権利論。
- パーソン（「人」、権利主体）論。

感情・感覚からの議論

- 「胎児はまだ他人として感じられないので他人ではない」
- こうした単なる感情や感覚にもとづいた議論はそれほど役に立たない。
- たとえば「動物は人だとは思えないから苦しめてもよい」「女性は同じ人間だとは思えないから平等に扱わなくてもよい」はダメ。単なる感情や感覚以上の根拠が必要。

帰結主義・功利主義

- 結果として人々の幸福が最大になるように行為し、また制度を定めるべきである。
- 中絶を法的に禁止した場合の大きな災厄は回避されるべき。
- ← ただしこれは法的に合法化するかどうかの議論であって、道徳的な議論ではない。

功利主義

- 親（得に母親の利益）と未発達な胎児の利益を比較すれば母親の利益の方が重大。(Singer 1993)
- 胎児を代替可能とみて、後にもっとよい条件でより幸福に生きられる子どもがいるならば中絶は正当化されうる。(Hare 1975)
- （そもそも功利主義は原理的には人々（の幸福）を代替可能と見るため、「人々の個別性の無視」(ロールズ『正義論』)として批判される)

自分の身体に対する権利

- J. J. Thomson, “A Defense of Abortion” (1971)
- 人は皆自分の身体を許可なしに使われない権利をもっている。
- バイオリニストと強制的につながれた人の例。 → つながれたままになる義務はない。バイオリニストの生命に対する権利を侵害しているとは言えない。
- 同様に望まない妊娠で胎児を中絶しても、胎児の生命に対する権利を侵害しているとは言えない。そもそも胎児は母親の身体を使用する権利はもっていなかった。

トムソンの議論で 見逃されやすいポイント

- AがBに対して善行することが道徳的な義務であるとしても、BがAに対して善行される「権利」をもっているとは言えない。したがってAが善行しなくても「正義に反する」とまでは言えない。
- 女性にだけ「善きサマリア人」であること＝善行を求めるのは不平等であり不正義。

トムソンの難点

- 胎児の「生命に対する権利」はどのような種類の権利か？ 邪魔されない権利か、面倒みてもらう権利か。トムソンは「邪魔されない権利」と解釈。
- 新生児を放っておいて、「新生児の生命に対する権利は侵害していない」と言えるか？ --- もちろん言えない。
- 同様に胎児を中絶しつつ胎児の生命に対する権利を侵害していないとは言えない。

自分の身体に対する権利

- トムソンの議論はレイプや極端な無知な場合にしか有効でない。
- 多くの場合女性はセックスの結果妊娠が起こりえることを知りつつセックスしている。胎児に対して見知らぬ他人とは違う特別な「責任」があると思われる。
- すべての望まぬ妊娠が男性による強制の結果だとするのは（おそらく）無理。

義務は自発的に 受けいれるものか

- 自発主義批判。トムソンは自発的に産むことを選択し妊娠した胎児に対してのみ責任があると想定しているが、家族（肉親）は選ぶことができないが義務を負う関係にある。

(Beckwith 1998)

「身体に対する権利」 のまとめ

- 法的な規制に反対する議論としては悪くないが、倫理的な議論としては不十分。

パーソン = 人格 = 人

- 生物学的なヒトと法的・道徳的な権利の主体としてのパーソン（人）を区別。
- Warren (1973)が代表的。日本で有名なTooley (1972)はかなり特殊。(Cf. 江口 2007)

典型的な

「人」（権利をもつ存在）

- 権利をもつ人と、無生物や他の生物との違い、特殊性は何か。
 1. 意識・感覚
 2. 推論の能力
 3. 自発的な活動、自由、自律性
 4. 多彩で複雑なコミュニケーション能力
 5. 自己意識

「パーソン論」

- 権利をもつことのできる「人」である必要十分な条件は何か、どれが必要条件かははっきりしていないが、上記の能力を一つももっていないければ「人」とみなす必要はないだろう、という議論。

「パーソン論」の難点

- 新生児や重度意識障害者まで「人」ではないということになる。
- ウォレンはまわりの人々との感情的繋がりが重要と反論。権利をもっていないからといってなにをしてよいわけではない。

結論・主張

- リプロダクティブライツに含まれる「中絶の権利」を主張するのはけっこう困難。
- 「自分の身体に対する権利」の議論だけではうまくいかない。基本的にはパーソン論をとるか、功利主義をとるかの二択。あるいはそれ以外の選択肢があるかを考えるべき。